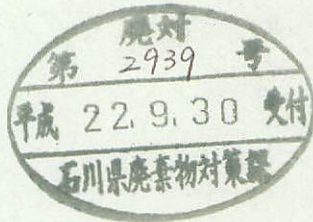


環廃産発第 100930001 号

平成 22 年 9 月 30 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿



環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長



「PFOS 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 21 年 5 月に開催された残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約 (以下「POPs 条約」という) 第 4 回締約国会議において、新たにペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS。以下「PFOS」という。) 又はその塩等の 9 種類の物質 (12 物質) の条約附属書への追加が採択されました。これを受けて、我が国においては、平成 22 年 4 月にこれらの物質を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定し、製造及び輸入の許可制、使用の制限等の措置を講じています。

ただし、新たに追加された物質のうち、PFOS 又はその塩については一部に代替不可能な用途があるため、附属書改正後も引き続き製造・使用等が認められています。

POPs 条約においては、当該物質を含む製品及び物品の廃棄にあたり、POPs の特性を示さなくなるように破壊又は不可逆的に変換されるような方法で処分されることを規定していることから、今般、別添のとおり、「PFOS 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を策定しました。本技術的留意事項は、PFOS 含有廃棄物を適正に処理するために必要な保管、処理委託、収集運搬及び分解処理に関する手法について取りまとめたものです。

貴都道府県・政令市におかれましては、改めて本技術的留意事項を産業廃棄物処理業者等の関係者に周知いただくとともに、PFOS 含有廃棄物の適正処理確保の観点から、分解率や排出目標の達成等の確認の徹底を指導していただくようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>) に掲載していますので、周知の際に御活用下さい。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。